

証券保管振替システムの利用に関する規則の一部改正新旧対照表

新 (削る)	旧 目次
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>株券等に関する業務規程第113条の規定に基づき</u>、参加者が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う保管振替業に係る参加者の業務の処理に、機構の証券保管振替システム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p>	<p>第1条 <u>目的</u></p> <p>第2条 <u>定義</u></p> <p>第3条 <u>参加者端末の設置</u></p> <p>第4条 <u>参加者端末の設置場所等</u></p> <p>第5条 <u>参加者端末の保守</u></p> <p>第6条 <u>参加者端末に係る費用負担</u></p> <p>第7条 <u>参加者端末のプログラム</u></p> <p>第8条 <u>参加者端末の回線設備</u></p> <p>第9条 <u>参加者端末の取扱い等</u></p> <p>第10条 <u>参加者端末の障害発生時の処置</u></p> <p>第11条 <u>参加者端末の共同使用</u></p> <p>第12条 <u>OCR伝票等</u></p> <p>第13条 <u>回線接続</u></p> <p>第14条 <u>回線接続による計算会社等とのデータ授受</u></p> <p>第15条 <u>回線接続の運用等</u></p> <p>第16条 <u>回線接続に係る費用負担</u></p> <p>第17条 <u>磁気による記録媒体の作成等</u></p> <p>第18条 <u>伝票の作成</u></p> <p>第19条 <u>磁気による記録媒体等の調達</u></p> <p>第20条 <u>各種テストへの協力</u></p> <p>第21条 <u>遵守義務</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>業務規程第113条の規定に基づき</u>、参加者が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う保管振替業に係る参加者の業務の処理に、機構の証券保管振替システム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。</p>

(定義)

第2条 この規則において参加者(質権者を含む。以下同じ。)の機構システムの利用とは、株券等に関する業務規程及び株券等に関する業務規程施行規則の規定に基づき参加者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。

(1)～(7) (略)

(統合Web端末に係る費用負担)

第12条の5 「株券等に関する手数料及びその料率」に定める手数料のほか、統合Web端末の使用に係る端末料(統合Web端末の設置及び保守に係る費用をいう。)電力料及び消耗品等の費用並びに統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用は、参加者の負担とする。

附 則

この改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

(定義)

第2条 この規則において参加者(質権者を含む。以下同じ。)の機構システムの利用とは、業務規程及び業務規程施行規則の規定に基づき参加者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。

(1)～(7) (略)

(統合Web端末に係る費用負担)

第12条の5 「手数料及びその料率」に定める手数料のほか、統合Web端末の使用に係る端末料(統合Web端末の設置及び保守に係る費用をいう。)電力料及び消耗品等の費用並びに統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用は、参加者の負担とする。